

里親制度推進費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、里親制度の円滑な運営を図るため、一般社団法人埼玉県里親会（以下「里親会」という。）等が行う特別里親推進事業、里子レクリエーション事業及び里親賠償責任保険保険料負担事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「特別里親推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 児童相談所長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定に基づいて里親会に所属する里親（以下「会員里親」という。）に委託した児童（以下「里子」という。）を、2人以上養育している里親（以下「特別里親」という。）に対して、里親会が養育手当及び支度費を支給する事業

(2) 里親会に所属していない里親（以下「非会員里親」という。）のうち特別里親に対して、養育手当及び支度費を支給する事業

2 この要綱において「里子レクリエーション事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 里親会が主催して、里子のレクリエーションのための宿泊を伴う旅行を行う事業

(2) 里親会が、里子のレクリエーションのための宿泊を伴う旅行について、会員里親及び非会員里親に対し実費の範囲内で補助する事業

3 この要綱において「里親賠償責任保険保険料負担事業」とは、里親会が、会員里親が里子の養育中の事故等により損害賠償の責任を負担することとなる場合における当該損害をてん補するため、保険事業者と契約を締結し、その保険料を負担する事業をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

事業	対 象 経 費	補 助 額
特別里親推進事業費	<p>養育手当</p> <p>(1) 里親会が会員里親である特別里親に対して、里子の養育費として支給した金額</p> <p>(2) 非会員里親である特別里親に対して、2人目以降の里子を養育するための経費</p> <p>※里親手当が2人目以降の支給額とされる場合に限る。</p>	<p>1人を超える里子1人につき月額10,000円の範囲内で知事が定める額</p>
特別里親推進事業費	<p>支度費</p> <p>(1) 里親会が会員里親である特別里親に対して、里子の受託に必要な寝具、被服、その他の生活用品の購入費として支給した金額(受託時1回の支給額に限る。)</p> <p>(2) 非会員である特別里親が里子の受託に必要な寝具、被服、その他の生活用品の購入に係る経費(受託時1回の支給に限る。)</p> <p>※里親手当が2人目以降の支給額とされる場合に限る。</p>	<p>1人を超える里子1人につき、20,000円の範囲内で知事が定める額</p>
里子レクリエーション事業	<p>里子の旅行に要した経費又は里子の旅行について会員里親及び非会員里親に補助した経費(1年度1回の旅行に係る経費に限る。)</p>	<p>里子1人につき3,000円(当該旅行又は補助に要した経費3,000円に満たないときは、当該費用の額)の範囲内で知事が定める額</p>
里親賠償責任保険	<p>会員里親を対象とした里親賠償責任保険に係る保険料(一時保護委託、レスパイトに係るものを除く。)</p>	<p>保険料に相当する額(当該保険契約の相手方から、保険料払込額の10パーセントを超える額の還付を受けたときは、当該を超える額を控除した額)の範囲内で知事が定める額</p>

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、里親会の場合にあつては、様式第1-1号、非会員里親の場合にあつては、様式第1-2号の申請書により行うものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、別に指示する期日とする。

(申請書の記載事項等)

第5条 規則第4条第1項第3号に規定する事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項を記載した書類は次のとおりとする。

(1) 当該年度における里親会の歳入歳出予算書

(2) 里親賠償責任保険保険料負担事業に係る場合にあつては、当該保険契約書案の写し

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、里親会の場合にあつては、様式第2-1号、非会員里親の場合にあつては、様式第2-2号の通知書により行うものとする。

(交付の方法)

第7条 規則第5条の規定により交付決定した補助金は、知事が必要と認める場合は概算払いで交付することができる。

(状況報告)

第8条 里親会及び非会員里親は、知事の要求があつたときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 里親会は、里親が里親賠償責任保険保険料負担事業に係る保険金の請求を行ったときは、その状況について書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の規定による報告は、里親会の場合にあつては、様式第3-1号、非会員里親の場合にあつては、様式第3-2号の報告書により行うものとする。

2 前項の様式第3-1号の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 様式第4号の精算書

(2) 当該年度における里親会の歳入歳出決算抄本又はその見込書抄本

- (3) 里子レクリエーション事業に係る場合にあつては、次に掲げる書類
- ア 宿泊施設等の領収証又はその写し
 - イ 様式5号の所要額積算内訳書
- (4) 里親賠償責任保険保険料負担事業に係る場合にあつては、当該保険契約書の写し
- 3 第1項の報告書の提出期限は、3月末日とする。

(確定通知書の様式等)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第6号の通知書により行うものとする。

(書類の整備等)

- 第11条 里親会及び非会員里親は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
- (1) 昭和51年4月7日付け婦第38号埼玉県生活福祉部長通知別添「特別里親推進費補助金交付要綱」
 - (2) 昭和52年5月24日付け婦第277号埼玉県生活福祉部長通知別添「里親賠償責任保険保険料補助金交付要綱」
- 3 この要綱による申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、昭和54年度に限り、12月末日とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、昭和55年度に限り、6月末日とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、昭和56年度に限り、6月末日とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

- 2 この要綱による申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、昭和60年度に限り、9月10日とする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、平成16年度に限り、10月10日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、平成17年度に限り、7月末日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、平成18年度に限り、7月末日とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、平成26年度に限り、6月末日とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条の第3項については、令和元年11月1日から適用する。